

第2回ワークショップ 質問と回答

■ 笹山小学校跡地（避難所機能の維持）について

- 旧笹山小学校が避難所から外され、木崎小学校は水害の影響を受ける可能性があることを考えると、まず地域全体の避難所の方針を定め、そのうえで旧笹山小学校の活用方法を検討する必要があるのではないか。地域全体で避難所が足りないのではないか。
- プライバシーの確保や三密対策などを考えると、避難所には従来よりも広い面積が必要になるのではないか。笹山公民館では十分な面積の確保が難しく、木崎小・中学校は笹山地域から距離があるので、旧笹山小学校をこれまで通り避難所として利用できるとよい。
- 誘致した企業と災害時には避難所として利用する合意が得られても、これまでの避難所運営とは異なる点が出てくるのではないか。民間の建物となった場合、避難所の運営主体はどこになり、運営はどう変わるのかななどを明確にしてほしい。

【回答】

○避難の考え方は大きく2つに分けられます。

1つは災害の危険から命を守るため、安全を確保できる場所に緊急的に移動することです。

もう1つは自宅と異なる避難先で一定期間仮の生活を送ることです。

○災害の危険が切迫している状況では、市の指定する避難所への避難だけに限らず、各自が安全と判断する場所へ緊急避難して命を守ってください。

指定避難所は、地域住民の緊急避難スペースを全員分設けているものではなく、災害により住居を失う等、自宅に戻れなくなった方が避難生活を送る施設として、避難生活を余儀なくされる人（避難所避難者）の人数予測を基に指定しています。

○避難所避難者数の予測は、平成26年度新潟市防災基礎調査により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震による被害を想定して算出しています。

長岡平野西縁断層帯（角田一弥彦断層）の地震で北区震度6弱、冬の18時、風速8m/sの状況において、発災から1週間後に避難所避難者が最も多く、木崎小学校区706人、旧笹山小学校区104人、木崎地区合計で810人の避難所避難者が予測されています。

一方、木崎地区内の避難所の受入可能人数合計は、2,983人（1人当たり2㎡で算出）となっており、避難所避難者予測数の3倍以上を確保しています。

また、感染症対策として三密状態を回避するためには、避難者1人当たり4㎡が必要とされ、従来の2倍の避難面積を要します。この場合でも、避難所避難者予測数を上回っています。

ただし、一つの避難所が過密状態となり、避難者の体調や症状によって避難生活スペースを分けることができない場合には、近隣避難所と連携し、分散して避難生活を送ることとなる状況も想定されます。

木崎地区内の避難所	受入可能人数			
	指定避難所 ※1	指定緊急避難場所 ※2		
		地震	洪水	
木崎小学校	1,073	2,146	943	2階以上
木崎中学校	1,330	2,660	2,660	全階可
(補)木崎コミュニティセンター ※3	181	363	363	
笹山公民館 ※4	89	180	180	
木崎保育園	310	620	620	
計	2,983	5,969	4,766	

※1 指定避難所：災害により住居を失う等、自宅に戻れなくなった方が
避難生活を送る施設（1人当たり2㎡で算出）

※2 指定緊急避難場所：災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所
（1人当たり1㎡で算出）

※3 (補)補助避難所：発災当初は開設せず、災害状況に応じて開設する避難所

※4 令和2年4月1日、笹山小学校に代わり避難所に指定

○また、洪水は事前に予測可能な災害です。洪水が発生してから最寄りの避難所に逃げ込むのではなく、避難情報が出た時点で避難を開始してください。

安全な場所は避難所だけではありません。「避難」を「避難所への避難」に限定するのではなく、ハザードマップ等で自宅の安全性を確認した上での「在宅避難」、「安全な区域へ早期の避難」を検討するなど、それぞれが自身や家族の状況により最善の避難行動を判断することが重要です。

感染症対策の観点から、不特定多数の集まる避難所への避難だけに頼らず、一人一人が自分に合った避難行動を取ることが感染リスクの低減につながります。

日頃から災害リスクを把握し、幅広い避難方法の検討や情報取得を行ってください。

○避難所は、避難生活を送るために電気、ガス、水道といったライフラインの供給が継続し、安全面や衛生面及び居住環境が確保されている施設であることが必要です。

旧笹山小学校は閉校によりライフラインが停止しており、災害時使用のみを目的として施設のライフラインを維持しておくことはできないため、避難生活を送る場としては適切とはいえず、現時点で指定避難所としていません。

○民間活用や民間の建物となった場合の施設利用については、活用や所有する相手方と、災害時の施設の利用期間や利用範囲など協議が必要となります。

北区内では、地域と民間施設の間で協議し、災害時の一時的な避難場所として地域が民間施設を利用する協定を結んでいる事例もあります。

○避難所の運営主体は、施設の所有や管理に関わらず、避難所で生活する地域のみなさんとなります。

どの避難所でも、避難した時点で食事や居住スペースがすべて準備されているものではありません。避難生活初期の数日間は、自助及び共助の考え方をもとに、地域のみなさんで協力し合い過ごしていただく必要があります。公的な支援は体制が整い次第、順次生活再建に向けて実施していくこととなります。

避難生活は普段の生活と比べプライバシーが制限されるなどの不自由な点や、共同生活を行うための規律が必要になるからこそ、避難所における自治が必要不可欠であり、生活する地域のみなさんで運営していくことが求められます。

■横井の丘ふるさと資料館の展示品・資料について

- 資料館に残っているはた織機や木舟などの展示品や資料は、笹山小学校に収蔵したり、市内の博物館に寄贈することができないか。

【回答】

○新潟市には博物館・資料館が複数あり、それぞれの館では、主にその地域で使われていた民具などを保存・展示しています。その地域で使われていたものがその地域に所蔵されていることにより、調査・研究・展示に生かしやすい、見た人もより興味を深めてくれますので、できるだけ区内で所蔵したいと考えています。

横井の丘ふるさと資料館にある展示品や資料については、北区郷土博物館収蔵庫を始め北区内での所蔵を検討しています。

■跡地活用の制限について

- 民間活用の検討に必要な情報として、市街化調整区域にかかる制限がどのようなものかを明確にしてほしい。

【回答】

○市街化調整区域について

都市計画法では、既存の市街地や今後計画的に市街化すべき区域を「市街化区域」、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域（以下、調整区域と記載）」と区分しており、旧笹山小学校は調整区域に立地しています。

調整区域では、無秩序な開発を防ぐために、許可を受けずに建物を建築することや、建物の用途を変更することができません。

旧笹山小学校の建物用途は学校でしたので、新たな使い方をするためには、許可を受ける必要があります。

○市街化調整区域内において許可できるものについて

許可を受ければどのような建物でも建てられるというわけではなく、限られた用途のみ許可ができています。

許可が可能な建物用途の一例です。

例) 保育園、診療所、コンビニエンスストア、クリーニング店、理容室など

この他、開発審査会で了承された計画についても許可ができます。

現在、検討を行っている旧笹山小学校については、提案された民間活用案に基づいて検討・審査をしていくこととなります。

■ 笹山小学校跡地（民間活用）について

- 近年の社会状況を踏まえると、笹山小学校跡地への企業誘致は難しいのではないかと。この状況下で地域からの条件を付けると更に買い手がつかず、建物が使われないうまま廃墟化してしまうのではないかと。
- 施設の利用方法は企業次第になるので、ワークショップの意見交換が無駄になるのではないかと。もし、どこか手を挙げている企業があるなら情報を共有してもらい、具体的な活用方法の話をした方がよいのではないかと。

【回答】

○近年、全国的に工場や倉庫の新設が相次ぎ、本市が行ったアンケート等でも本市への進出を検討する企業が増加していました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、進出計画を見直す企業が出てきており、先行きは不透明な状況です。

現時点で旧笹山小学校への進出ニーズは把握していませんが、敷地は東港物流団地に近接しており、幹線道路や高速道路のインターチェンジ、工業用水や電力供給の活用も想定できるなどの好条件を備えていることから、企業誘致の候補地となり得るものと考えます。しかし、調整区域であることや、建物の再活用が企業の事業計画上の制約ともなり得ることから、ご指摘のとおり追加条件によっては進出ニーズが低下する可能性もあると考えます。